

青森県災害備蓄指針（令和7年1月）修正の概要

青森県災害備蓄指針について

-

修正趣旨・主な修正内容

1 修正趣旨

- 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和５年５月２３日）」や「令和６年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート（令和６年６月）」を踏まえ、**備蓄品目や保管場所に係る修正を行い、発災初期から速やかに被災者の避難生活を支援できる体制の確保**を目指す。

2 備蓄品目の見直し

【現行】 県の備蓄品目

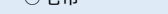
- 発災直後の生命維持や避難生活に最低限必要な物資として、食料、飲料水、毛布、携帯トイレ・簡易トイレの**4品目**を整備。

【修正内容】

- 粉・液体ミルクやおむつ等、**こどもや高齢者に配慮した物資**の
ほか、**避難所開設時に設置されるべき資機材**（簡易ベッドやパー
ティション等）の**17品目**を整備。【拡充品目下線】

国によるプッシュ型支援基本8品目 + 能登半島地震の教訓や有識者の意見等を反映した品目

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ○食料（水） | ○毛布 |
| ○ <u>大人用おむつ</u> | ○ <u>乳児・小児用おむつ</u> |
| ○生理用品 | ○ <u>トイレットペーパー</u> |
| ○携帯トイレ・簡易トイレ | |
| ○乳児用粉・液体ミルク | |



- ほ乳瓶
- ウェットシート
- 段ボールベッド・簡易ベッド
- プライバシーテント
- 防臭袋・消臭袋
- 体拭きシート
- パーティション
- 暖房器具

3 保管場所の見直し

【現行】 県の保管場所

- 指定避難所となっている**県有施設**（県立高校やスポーツ施設等）に**分散保管**。
- 空きスペースに**平積みで保管**しており、発災時の搬出作業が課題。

【修正内容】

＜効率的な配送体制＞

- 東青地区、中南西北地区、三八上北地区、下北地区の4地区の拠点（民間営業倉庫や廃校等）に一定程度集約して保管。

＜半島部の孤立集落対策＞

- 道路網の寸断による孤立集落の発生等を考慮し、**孤立が想定される地区内の避難所（県・市町村有施設）**に保管。

4 国等の動きを踏まえた修正

- **国のプッシュ型支援**について追記。
- 男女のニーズの違い等 **ジェンダーの視点等に配慮**することを追記。
- 県の備蓄状況や災害時応援協定等については県ホームページで公表することとし、**資料編を廃止**。

